

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会定款第8条に定める会費について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員の年会費は100円とする。

2 賛助会員の年会費は、1口 100円とする。

3 特別会員は会費を納めることを要しない。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、公益目的事業及び法人の管理運営事業に使用するものとし、毎事業年度における会費の合計額の50%以上を当該年度の法人管理運営事業に使用するものとする。

(会費の納入時期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。

2 中途に入会した会員は、入会承認の通知を受けたときから、速やかに納入するものとする。

(会費等の返納)

第5条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

(改正)

第6条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会にて別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月24日より施行する。